

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【農林水産消費安全技術センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農林水産消費安全技術センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</p> <p>1. 不要資産の国庫返納</p>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 堺ほ場における肥料の仮登録に係る栽培試験業務を平成23年度に廃止し、これに伴って生じた不要財産を、平成25年3月15日付けで国庫返納済み。</p> <p>● 第二期中期目標期間中に発生した政府出資である固定資産及び政府からの承継資産のうち不要となった資産の売却額(自動車リサイクル料金預託金及び高速液体クロマトグラフ質量分析装置譲渡収入)については、平成23年10月28日付けで国庫返納した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物/金融/その他資産の別 : 金融 ・資産の名称 : 現金及び預金 ・21年度末時点での簿価額 : 124千円 ・金銭納付/現物納付の別 : 金銭納付 ・国庫納付額 : 124千円 ・時期 : 平成23年10月28日 <p>● 堺ほ場以外の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不断の見直しを行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 堺ほ場の国庫返納にあたっては、近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査(資料及び目視)、ガラス室等の解体撤去他6項目の補完事項を完了させ、農林水産省及び近畿財務局との必要な調整手続きを経て、平成25年3月15日付けで国庫に納付した。</p> <p>● 自動車リサイクル料金預託金等については、該当金額を平成23年10月28日付けで国庫返納した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特許権については、登録・保有コストを削減する方向で定期的に見直しを行っており、平成24年度は、1つの特許を放棄、1つの特許を平成25年度中に放棄することとした。 ● 貸付資産はない。

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎の事務棟の増築工事を行い竣工した。また、平成25年度に同センター検査棟改修工事と門司事務所移転及び原状回復を行う予定である。</p> <p>○ 札幌センターの管理部門については、平成23年4月に管理部門の1名を削減し、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るための人員配置の適正化を行った。</p> <p>● 平成24年4月には「相談窓口業務の見直し」及び「管理部門の簡素化」を図るため、地域センターの総務課と消費安全情報課を統合して業務管理課を設置するとともに、本部職員課及び神戸センター会計課を廃止し、それぞれの業務を本部総務課・人事課及び神戸センター業務管理課に移管することにより3名を削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎の事務棟の増築工事を行い竣工した。また、平成25年度に同センター検査棟改修工事と門司事務所移転及び原状回復を行う予定である。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 契約の適正化に係る取組を着実に実施するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づき、
 ・原則として契約は一般競争入札等とする
 ・一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、業者からの入札に参加できなかった原因及び理由等について聞き取り調査を実施する
 ・仕様書の要件について見直しを行う
 ・公告期間は15日以上確保する
 等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努めている。
 上記取組に加え、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会における点検・見直しの結果等を踏まえ、平成23年度から入札公告に関する最新情報を掲載したメールマガジンの配信を行っている。また、平成24年度からは2か年連続して一者応札・応募となった案件については「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、改善に向けた取り組みを記した「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成し、契約監視委員会へ報告し事後点検を受けた後、ホームページで公表した。更に、平成25年度からは、一者応札・応募となった契約については、入札に参加できなかった原因及び理由等についてアンケートによる事業者への聞き取り調査を実施する取組を行っている。

平成22年度の状況
 (金額ベース)一般競争等 685,315,169円(96.2%)、競争性のない随意契約27,117,763円(3.8%)
 (件数ベース)一般競争等 137件(94.5%)、競争性のない随意契約8件(5.5%)

平成23年度の状況
 (金額ベース)一般競争等 406,795,235円(85.1%)、競争性のない随意契約71,319,674円(14.9%)
 (件数ベース)一般競争等 112件(91.1%)、競争性のない随意契約11件(8.9%)

平成24年度の状況
 (金額ベース)一般競争等 790,749,768円(95.6%)、競争性のない随意契約36,706,532円(4.4%)
 (件数ベース)一般競争等 122件(93.1%)、競争性のない随意契約9件(6.9%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

—

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年7月1日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●本部及び各地域センター等の検査業務に必要な分析機器類及び薬品類について、費用対効果を考慮のうえ可能な限り本部一括調達を行うよう努めており、引き続きその取組を進めていくこととしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●専門的・技術的な知見の必要性が低い業務であって、その全部又は一部を外部に委託することによりサービスの質の維持・向上と経費の削減が図られるものについては、効果を検証しつつ、アウトソーシングを実施している。また、官民競争入札については、平成21年に農林水産省公共サービス見直し案に示された庁舎管理業務は、既に平成23年度から3年間の複数年契約を締結しているため、平成26年度以降の契約について検討を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)に基づき、農林水産省において、「平成25年度農林水産省調達改善計画」(平成25年6月12日)が策定されたことから、政府全体の動向を見つつ、その適用について検討を進める。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>●役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与についても法律の成立を受けて給与等改定に必要な労使交渉を行い、平成24年5月から見直しを行った。また、平成24年4月分の職員給与については、12月期の期末手当で減額調整を行っている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>●職員給与規程は、国家公務員の職員給与を定めている「一般職の職員の給与に関する法律」及び人事院規則等に準拠して規定しており、国の給与と同水準(平成24年度ラスパイレース指数98.3)である。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●理事長、理事、監事の給与については、その個別の額をホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●監事監査においては、監査事項として平成21年度決算から人件費の効率化に関する状況、職員の給与決定の状況及びFAMICの給与水準と国家公務員の給与水準との格差の理由と根拠等について監査を実施しており、特段の意見はなかった。 農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会による評価において給与水準を含めた検証が行われており、特段の意見はなかった。 なお、役職員の身分は国家公務員であり、国の給与と同水準である。 今後も、監事監査、農林水産省独立行政法人評価委員会において引き続き検証を行っていく。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>●運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う目標を設定している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、従来から国家公務員に準拠したものとなっている。なお、給与振込経費の削減の観点から、給与振込口座について、平成24年12月賞与支給分から全職員1口座とした。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき、検査分析機器の整備費に必要な経費は各検査等業務の実施部門からの要求をセンターとして一本化して予算の有効活用を図り、それ以外の肥料、飼料、農薬等の立入検査、食品表示の科学的検査等の個別事業の実施に必要な経費については各部門において積算し、管理部門において合理性、効率性等の観点から内容を点検・精査した上で、実行予算の計画を作成している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●これまで内部監査を業務監査室以外の職員による相互監査として実施してきたが、平成24年度から独立性を確保するため、役員直属の組織である業務監査室が直接監査を実施する体制とした。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p><民間からの依頼検査> ○民間からの依頼に基づく検査については、原則としてセンターのみが分析可能な項目の検査依頼に対応することとして民間の検査機関が行う事業との違いを明確化するとともに、検査手数料についても、あらかじめ検査項目ごとに設定した一定額を手数料として徴収する従来の方式から、依頼される検査に係る試料、項目等に応じた検査分析方法に基づき、必要な試薬等の消耗品費、人件費、分析機器の減価償却費等で構成される適正な手数料額をその都度算定して徴収することとし、平成24年4月1日付けで関係規程を改正した。</p> <p><講習事業> ○センターが事業者を対象として開催する講習会を有料化するため平成23年7月19日付けで関係規程の改正を行い、試行期間を経て平成24年4月1日から完全実施に移した。また、事業者が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、広報誌等を活用して周知・PRに努めている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●寄付金の申し出があった場合には、センターの業務が高度の中立・公正を求められるものであることを踏まえ、当該申出者とセンターの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●特許収入の拡大を図るため、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)に基づく技術移転機関と連携し、登録できる特許権がある場合には、同機関を通じて周知・広報を行う。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

● 農林水産消費安全技術センターの業務は、農林水産大臣の指示により、農業生産資材や食品の検査等を執行するものであり、複数の候補からの選択を要する性質のものではないが、複数の候補からの選択を要する事業を実施する必要がある場合には、有識者からなる第三者委員会を設置することにより事前・期中・完了後の評価を行う。
なお、調査研究に関しては、学識経験者や関係行政機関の有識者等の外部有識者による評価委員会を各業務部門（肥料、農薬、飼料、食品）の調査研究ごとに設置し、技術的助言を受けている。当該年度の研究成果について評価を受けるとともに、次年度以降の調査研究に適切に反映している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 上記の場合において、評価結果を次年度の事業の選定・実施に適切に反映させるとともに、国民への説明責任を果たすため、評価結果をホームページ上で公表する。

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業関係事業	自己収入の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加（飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験）による業務量の増加については、人員増とならないように業務の効率化を行う。	2a	<p><民間からの依頼検査> 民間からの依頼に基づく検査については、原則としてセンターのみが分析可能な項目の検査依頼に対応することとして民間の検査機関が行う事業との違いを明確化するとともに、検査手数料についても、あらかじめ検査項目ごとに設定した一定額を手数料として徴収する従来の方式から、依頼される検査に係る試料、項目等に応じた検査分析方法に基づき、必要な試薬等の消耗品費、人件費、分析機器の減価償却費等で構成される適正な手数料額をその都度算定して徴収することとし、平成24年4月1日付けで内部規程を改正した。食品事故の発生など社会情勢等により年度によって依頼の件数は変動するが、依頼者に正確な検査結果を出すよう信頼性の確保に努める。</p> <p><講習事業> センターが事業者を対象として開催する講習会を有料化するため平成23年7月19日付けで内部規程の改正を行い、試行期間を経て平成24年4月1日から完全実施に移した。また、事業者が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、広報誌等を活用して周知・PRに努めている。</p> <p><業務の効率化> 平成23年度からセンター業務として追加された「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより業務の効率化を図り、業務量の増加に対して人員増とならないよう措置済み。</p>	引き続き、民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。
02 飼料及び飼料添加物関係事業						
03 肥料及び土壌改良資材関係事業						
04 食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等との役割分担の明確化	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。	1a	<p><国民生活センターとの協定の連携> 国民生活センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に実施すること、具体的な項目についてあらかじめ協議すること等を内容とした協定を平成23年5月に締結した。</p> <p><情報提供業務の縮減> 平成23年度から消費者相談窓口を閉鎖することとしていたが、東日本大震災が発生したことにより相談が増加したため閉鎖を延期し、平成23年6月末に窓口を閉鎖した。</p>	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
05 不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施	塚ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。	1a	塚ほ場における肥料の仮登録に係る栽培試験業務は平成23年度に廃止し、これに伴って生じた不要財産は、平成25年3月15日付けで国庫返納済み。	措置済み	
06	門司事務所の見直し	24年度中に実施	門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。	1a	門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎の事務棟の増築工事を行い竣工した。また、平成25年度に同センター検査棟改修工事と門司事務所移転及び原状回復を行う予定であり、平成25年度中に完了予定である。なお、統合後の平成26年度からは、事務経費、庁舎管理費及び施設利用等の効率化を図ることを見込んでいる。	平成25年度中に移転・統合予定	
07	事務所等の見直し	札幌センターの効率的な業務運営	23年度から実施	小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一体的に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。	2a	札幌センターの管理部門については、平成23年4月に管理部門の1名を削減し、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るための人員配置の適正化を行った。また、札幌センターとしての一体的運営を推進するため、会議室等の施設の共同利用、試薬、消耗品等の一括購入、実験廃液処理等の一括契約、公用車削減等に加え、平成24年度から分析機器の共同利用を行うこと及び試薬、消耗品等の購入の際の契約依頼票の取りまとめを週1回から月2回に集約することにより、引き続き業務の効率化を図ったところである。（平成24年度からの契約依頼票の取りまとめの集約により、契約件数が平成22年度比で64.9%となった。） また、統合の利点を生かした効果的・効果的な業務運営を中期目標に掲げ、独立行政法人評価委員会において、統合の効果やその取組の実効性も含め、評価を行っている。	引き続き、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図っていく
08	塚ほ場の廃止	24年度中に実施	他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、塚ほ場を廃止する。	1a	肥料の仮登録に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約することにより、塚ほ場での栽培試験業務を平成23年度をもって廃止した。	措置済み	

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	平成21年2月28日限りで、生系のJAS規格による格付業務を廃止する。	1	平成21年2月28日をもって、生系のJAS規格による格付業務を廃止した。	措置済み	
2		食品等関係事業	内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後のあり方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて農林水産消費安全技術センターと国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。	1	平成20年3月3日付けで書面により、国民生活センターとの連携・協力の推進について両者間で合意済み。 具体的内容については、以下のとおり。 ・PIIONEET端末の設置等による情報の共有化 ・両機関の保有する技術等を活用した技術的な連携 ・研修会等への相互の講師派遣等	措置済み
3	組織の見直し	平成22年度末までに札幌センター小樽事業所を廃止する。	1	平成21年度末に廃止した。	措置済み	
4		支部・事業所等の見直し	神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。	1	平成20年度末に大阪事務所及び岡山事務所を廃止し、神戸センターに統合した。	措置済み
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	平成21年度の新神戸センターへの移転に合わせ、平成24年度に現神戸センターを売却する	1	平成21年3月31日付けで神戸市に売却した。	措置済み